一般社団法人 長久手みなみ里山クラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 長久手みなみ里山クラブと称する。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県長久手市に置く。
 - 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

- 第3条 当法人は、主に長久手南部地区における公共施設(緑地、公園、緑道)及びそれに類する施設等の維持管理、施設内の里山保全活動、生物保護を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) 緑地・公園の維持管理事業
 - (2) 里山保全事業
 - (3) 生物保護事業
 - (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(資格の取得)

- 第5条 当法人の目的に賛同し、入社した18歳以上の者を社員とする。
 - 2 社員となるには、理事会において別に定める入社届を提出し、申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

- 第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
 - 2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除 名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

- 第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 任意退社したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総社員の同意があったとき。

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第 10 条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。 ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第13条 社員総会は次の各号の権限をもつ。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度 の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けるときは、理事会で代表理事を選任した上で招集することとする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の 議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の過半数の社員が出席 したうえで、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び議長が選任した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

- 第20条 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上 15名以内
 - (2) 監事 3名以内
 - 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。
 - 4 監事は理事に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会に提出することを請求することができる。
 - 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、理事会報告を作成する。
 - 2 代表理事は、法令及び定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 代表理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の 状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会

- の終結の時までとする。ただし、社員総会の決議によって、その任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最初のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することができる。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会 の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事もしくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、定款18条2項の決議によるものとする。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、 社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人と その理事との利益が相反する取引
 - 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に 報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、一般法人法第111条第1項の規定による、理事又は監事が任務を怠ったことにより負担する損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第29条 当法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によりほかの理事が招集する。
 - 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第 33 条 理事会の決議は、この定款の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、特別の利害関係を有する理事は議決に加わ ることができない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 理事会出席の代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
 - 3 第1項の議事録については、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置かなければならない。

(理事会規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で 定める。

第6章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成する。
 - 2 前項の書類については、理事会の決議を経て定時社員総会に報告する。
 - 3 第1項の書類については、主たる事務所に定時社員総会の日の2週間前の日から5年間備え

置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、 定時社員総会に提出する。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算算)
 - (5) 監査報告
 - 2 前項の第1号から第4号までの書類については、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を 経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類については、主たる事務所に定時社員総会の日の2週間前の日から5年間備え 置くものとする。

(余剰金の不分配)

第40条 当法人の余剰金は、これを一切分配してはならない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、定款18条2項の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、定款18条2項の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とするほかの公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。